

# 事業計画

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

## 基本方針

当協会は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の専門的知識・技能を結集し、大量集中的に発生する特殊な登記である嘱託登記事務を組織的かつ適正・迅速に処理することにより、官公署等が行う公共事業が円滑かつ迅速に実現されることを目的として、昭和 60 年 12 月 16 日に法務大臣の許可を得て旧民法第 34 条に基づく公益法人として設立され、41 年を迎えました。この設立目的を改めて認識し、受託業務の拡大に努めます。また、令和 7 年 4 月には公益法人制度が大幅に改正され、自律的なガバナンスの充実が求められる内容であるため、内部点検および検査の強化を行い、受託事業の安定的な実施と品質確保を目指します。

## 本年度の重点目標

1. 法定事業（公共嘱託登記に係る受託事業）
  - ・官公署等からの依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続について法務局に提出する書類又は電磁的記録の作成、登記の申請手続の代理を行う。
2. 関連事業（地図整備の促進等に係る受託事業）
  - ・法務局地図作成事業の処理体制の検討及び研究
3. 自主事業（不動産の登記に関する普及啓発事業）
  - ・境界標識設置作業（14条地図作成事業完了地区）
  - ・認定登記基準点設置
4. 会議関係（協会業務の執行を円滑適正に遂行するため、次の各種会議に参画する）
  - ・北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
  - ・全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
  - ・その他、協会運営に必要な会議

## 総務部

1. 業務処理に対する社員の選定及び執務の指導
2. 社員の入会及び退会の手続き
3. 帳簿及び書類の保守管理
4. 協会及び社員に関する情報の公開

## 経理部

1. 認定法改正に伴う会計処理を検討
2. 健全財政の確立及び次年度予算を立案
3. 経理点検を顧問税理士と実施

## **業 務 部**

1. 受託契約及び受託業務の管理
2. 積算に関する検討及び情報の収集
3. 発注官公署に対する広報活動と対応
4. 受注拡大に向けて新規業務の研究

## **企 画 研 修 部**

1. 業務に関する研修会の検討及び実施
2. 社会貢献事業（自主事業）の実施
3. 法務局地図作成事業の処理体制の検討及び研究委員会の運営

## **資金調達及び設備投資の見込みについて**

令和8年度は、該当なし